

## 岡崎市児童発達支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、手厚い支援を必要とする就学前の子どもが適切な療育を受ける環境を確保するため、予算の範囲内において岡崎市児童発達支援センター運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する児童発達支援センターに対し、交付するものとする。

- (1) 岡崎市が指定する子ども（以下「対象児」という。）の受入れをしていること。
- (2) サービス提供時間は、5時間以上であり、対象児が原則として月曜日から金曜日まで毎日通所できること。
- (3) 対象児が送迎サービスを利用でき、単独で通所できること。
- (4) 児童指導員又は保育士を対象児3人に1人以上配置し、専任の看護職員を1人以上配置していること。
- (5) 当該運営法人が保育所等訪問支援、障がい児相談支援及び特定相談支援事業の業務を実施しており、対象児が当該サービスを利用できること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の申請をしようとする法人の代表者は、様式第1号による補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(変更交付申請)

第5条 補助金の決定額に変更が生じた場合は、法人の代表者は様式第2号による補助金変更交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条又は前条の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 法人の代表者は、事業が完了したときは様式第3号による補助金実績報告書に関係資料を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

い。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。

(経理)

第10条 補助金の交付を受けた児童発達支援センターは、事業の実施内容及びその収支を明確にした書類を常に整備しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた児童発達支援センターに対して、当該補助金の執行状況について帳簿その他必要な書類を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の規定に基づく調査により補助金の交付を受けた児童発達支援センターが、この要綱に違反し、又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたと認めるときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める基準を超えて配置する次の職員の人件費 (1) 児童指導員又は保育士 (2) 看護職員
補助基準額	補助対象年度における対象児の平均登録人数（各月末日において登録のある対象児の人数の合計を12で除した数字。小数点以下切捨て）に524,000円を乗じて得た額
補助金の額	補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額、補助基準額又は補助対象施設ごとに市長が定める補助金の上限額を比較して最も少ない額（1,000円未満の端数切捨て）